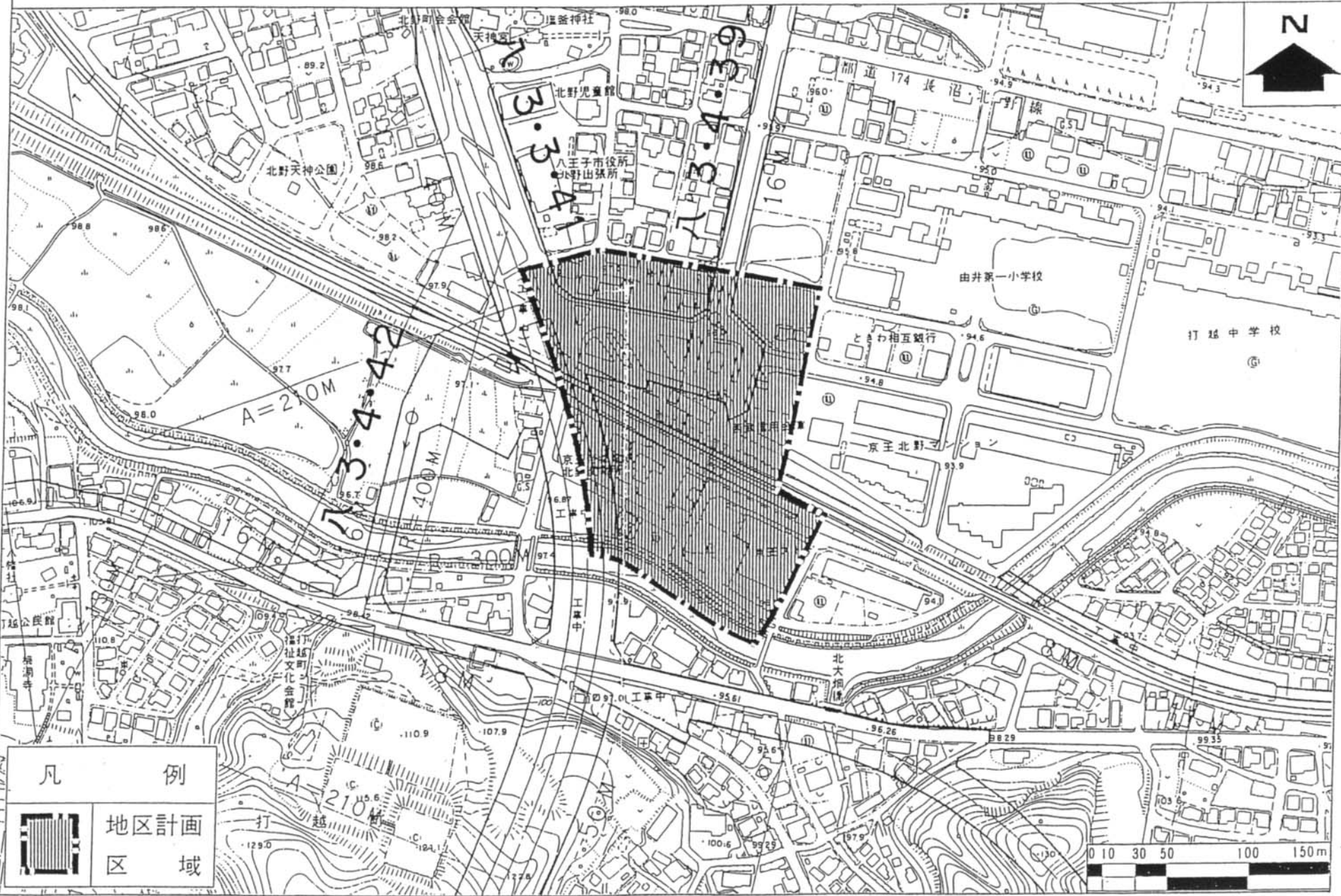

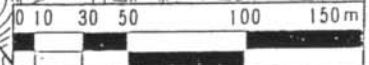


# 八王子都市計画北野駅前地区地区計画計画図



凡	例
	地区計画 区域



八王子都市計画地区計画の変更（八王子市決定）

都市計画北野駅前地区地区計画を次のように変更する。

名 称		北野駅前地区地区計画
位 置		八王子市北野町及び打越町各地内
面 積		約 3.1 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、「八王子市都市整備基本計画」において、地域拠点として位置付けられている北野地区の一部である。 すでに、八王子都市計画北野土地区画整理事業により都市基盤施設の整備が終了しているが、現在、事業が進んでいる京王線高架化事業やコミュニティーセンターからなるモデル都市（特定街区）の整備に併せて、駅前に相応しい商業街区の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	駅前の顔となる商業街区として、積極的に商業業務施設の集積を図るとともに、土地の高度利用を推進する。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により計画的に整備された道路の維持保全を図るとともに、ストリートファニチュア等の整備を推進する。
	建築物等の整備の方針	商業業務施設の集積と土地の高度利用を促進し、品位ある明るい商店街の形成を図るため、建築物の用途の制限、容積率及び高さの最低限度を設定し、建築行為を誘導する。
地 区	位 置	八王子市北野町及び打越町各地内
	面 積	約 3.1 ha
区 画 整 備 計 画	建築物等の用途の制限 ※	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 キャバレー 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度 10分の20
	建築物の敷地面積の最低限度 200㎡	
	建築物等の高さの最低限度	建築物の高さの最低限度は、10mとする。ただし、都市高速鉄道京王線及び高尾線の高架橋下部並びに八王子都市計画北野町特定街区の区域については、この限りでない。

「区域及び地区整備計画区域については、計画図表示のとおり」

※は知事承認事項

〔理由〕「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。